

## 随意契約によることとした理由

### 1 業務名

都市OS構築に向けた調査研究等業務

### 2 業務概要

本業務は、都市OSの構築及びその効果的な活用に向けて、都市OSの活用により解決が見込まれる本市が抱える課題の抽出と解決案の提示、それらを踏まえた本市における都市OSの基本方針、プロジェクト推進主体の組成及び構成者の役割の定義、ロードマップの作成などを網羅的に整理することを目的として、調査研究等を実施するものである。

### 3 契約の相手方

#### (1) 所在地

広島市中区八丁堀16番11号

#### (2) 商号又は名称

日本電気株式会社中国支社

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

### 5 随意契約によることとした理由

本業務の受託者の選定にあたっては、都市OSの構築、運用、活用について経験や知見を有する事業者による公募型プロポーザルを実施した。

同プロポーザルにおいては、2者から企画提案書が提出され、「都市OS構築に向けた調査研究等業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者を受託候補者として特定した。